

松阪市食品ロス削減推進条例骨子（案）について 市民の皆様のご意見を募集します

私たちの暮らしは、豊かな食の恵みに支えられています。しかしながら、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう「食品ロス」は、環境への負荷や資源の無駄遣い、そして食料の不均衡といった多くの課題を引き起こしています。

持続可能な社会を築くためには、限りある資源を大切にし、食を「消費する責任」をすべての人が共有することが求められています。また、食品ロスの削減は、地球温暖化対策、地域経済の活性化、食育の推進など、多方面にわたる意義を持つものです。

そこで、地域全体で連携しながら食品ロスの削減を推進し、次の世代に豊かな自然と持続可能な食の循環を引き継いでいくため、この条例骨子（案）をまとめましたので、皆様のご意見を募集します。

●意見の募集期間

令和7年12月11日（木）から令和8年1月15日（木）まで【必着】

●意見を提出できる方

市内に居住している方、市内の事務所や学校などに通勤・通学している方、市内に事務所などがある企業及び団体等。

●資料の閲覧方法

松阪市ホームページにて資料を閲覧およびダウンロードができます。

また、松阪市役所（第3別棟1階 文書・情報公開係、第4別棟 環境課）、各地域振興局（地域住民課）にて資料の閲覧ができます。（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く午前9時から午後4時30分まで）

●意見の提出方法

住所、氏名（団体名）、電話番号、意見をご記入いただき、直接ご持参いただくか、郵送、FAX、電子メール、意見入力フォームのいずれかの方法で提出してください。

○郵送の場合 〒515-0803 松阪市町平尾町351番地2

松阪市 環境生活部 清掃事業課 宛

○FAXの場合 0598-51-6406

○電子メールの場合 sei.div@city.matsusaka.mie.jp

※ 件名に「食品ロス削減推進条例骨子（案）に対する意見」と記入してください。

○意見入力フォームの場合 松阪市ホームページにある意見入力フォームに入力して送信

○ご持参の場合 松阪市 環境生活部 清掃事業課

（松阪市町平尾町 松阪市リサイクルセンター4階）

土・日・祝日及び12月29日から1月3日を除く

午前9時から午後4時30分まで

※ 電話及び口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

●個人情報の取り扱い

ご記入いただいた個人情報は、今回の意見募集以外には使用いたしません。

●注意事項

- ・住所、氏名は必ずご記入ください。
- ・意見の記述は、具体的かつ簡潔にお願いします。また、どこの箇所についてのご意見かわかるよう
に、ページと何行目かを記入してください。
- ・いただいたご意見の概要およびご意見に対する考え方を、後日、市ホームページ等で公表します。
(氏名、住所等は公表いたしません。) また、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承くだ
さい。

●問合せ先 松阪市役所 環境生活部 清掃事業課 TEL 0598-53-4417